

# 高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画 コンストラクション・マネジメント業務委託 仕様書（案）

## 1 目的

本県では、広島県の医療を将来にわたって持続可能なものとするため「広島県高度医療・人材育成拠点基本構想」を策定した。

本業務は、病院再編による新病院の建設及び医療機能に関する基本計画（以下、「新病院の建設に係る基本計画」という。）の策定に向けて本県が別に発注した、「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画策定支援業務委託」及び「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の医療機能に係る基本計画策定支援業務委託」の受注者及び本県から、それぞれ技術的な中立性を保ちつつ、発注者である本県側に立って新病院の建設に係る基本計画における事業スケジュール、概算事業費及び事業手法の妥当性を確認するなど、大規模事業のマネジメントを目的とする。

## 2 委託業務名

高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設及び医療機能に係る基本計画コンストラクション・マネジメント業務

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和5年10月2日

## 4 業務内容

別途公募契約している「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画策定支援業務委託」における以下の業務について、第三者的な視点から、妥当性等を確認し、助言及び報告を行い、必要に応じ、修正等の指示を行うこと。

なお、本仕様書に記載されていない事項については、日本コンストラクション・マネジメント協会発行の「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改定版）」によるものを基本とし、発注者と受注者で協議し決定する。

(1) 高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画策定支援業務委託

ア PM（プロジェクトマネジメント）

- (ア) 業務工程計画の作成及び進捗管理
- (イ) 関係者間との連携・調整、議事録の確認、会議開催の支援
- (ウ) 計画策定に係る組織化の支援（部門別検討委員会等）
- (エ) 現状調査の支援（関係者に対するアンケート、ヒアリング）
- (オ) 調査・視察の支援（類似施設等の紹介）
- (カ) 建設工事費・工期に係る確認・助言
- (キ) 発注方式（PFI含む）の検討

イ 施設計画等策定支援

- (ア) 敷地条件の確認（法的規制等の確認）
- (イ) 敷地利用計画の策定（配置計画、外部動線計画）
- (ウ) ゾーニング計画の策定（階層計画、動線計画、ブロックプラン）
- (エ) 構造・設備計画の策定（構造グレード、エネルギーシステム）
- (オ) 積上げ方式による建設工事費及び建設工期の概算

- (カ) 調査業務への助言（敷地測量，土壤調査，土壤汚染調査）
- (キ) ヘリポート計画の策定（現地調査，飛行経路図作成，関係者ヒアリング等の実施）
- (ク) 交通計画の策定（発生集中交通量，必要駐車場台数等の推計）

#### ウ 運営計画等策定支援

- (ア) 運営計画の策定（要員計画，資金計画，部門別運営計画）
- (イ) 設計条件の策定（基本的な考え方，各部門ヒアリングの実施，諸室リストの作成）
- (ウ) 医療機器整備概要の策定
- (エ) 特殊システム整備概要の策定（情報処理，物品管理，搬送設備）

## 5 業務処理の注意事項

実施に際しては，広島県高度医療・人材育成拠点基本構想を十分に理解し，構想の趣旨に沿った新病院の整備を促進するための助言となっているか，第三者の視点から確認等を行うとともに，本事業に関連する事業者等から，常時完全に独立する立場の維持を徹底すること。

また，業務の遂行に際しては，県及び別途契約する建築コンサル，医療コンサルとの情報共有を十分に行うとともに，次の点に留意し，円滑に業務を実施すること。

### (1) 定期報告

委託契約締結後は，県が開催する定例会議（月2回程度を想定）に出席し，必要に応じ提案内容，調査分析内容等を説明すること。

### (2) 会議への出席

本業務に関し，別途契約する医療コンサルやCM事業者との連携のため，病院関係者へのヒアリングや会議，打ち合わせ等に参加すること。

### (3) 成果物の提出

本業務において納品する成果品については次のとおりとし，A4版紙製ファイル綴3部、提出する。詳細については調査職員の指示によること。

#### ア 業務履行報告書（A4版紙製ファイル綴）

業務計画書に従って実施した業務において作成した全ての資料をまとめたものとし，主な内容は次に掲げるものとする。

- (ア) 本業務で作成した全ての資料（定期報告、打合せ記録、打合せ資料等）
- (イ) 下記イの完了報告書
- (ウ) その他発注者が必要と認めるもの

#### イ 完了報告書

本業務の成果（事業スケジュール、概算事業費及び事業手法の妥当性確認結果等）をまとめたもの。

#### ウ 上記成果品の電子データ

CD-R 等：正（1部）・副（2部）（いずれも業務履行報告書に綴じ込み）

## 6 留意事項

### (1) 機密の保持

受注者は，業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報等を，契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また，業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (2) 業務内容の変更

業務の実施過程において，本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は，受注者と協議の上，

仕様を変更する場合がある。

(3) 再委託

受注者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(4) 費用負担

契約の締結、業務の遂行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。

(5) 疑義

この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受注者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

(6) その他

(1)～(5)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。